~ 国際研究 ~

日越司法制度共同研究 ~ベトナム最高人民検察院長官初来日~

国際協力部教官(現 JICA 長期派遣専門家)

松本剛

第1 背景

法務総合研究所は、平成6年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、平成8年に国際協力事業団(現独立行政法人国際協力機構(JICA))が法整備支援プロジェクトを立ち上げた後は、同プロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続してきた。

ベトナム最高人民検察院(SPP)は、平成11年以降、同プロジェクトの主要カウンターパートの一つとして同研究所と関係を有する機関であるが、検察官出身の長期専門家がSPP関係の業務を担当していたことや、平成12年以降、同研究所が独自にSPPとの間で研究員を派遣し合う交換プログラムを継続してきたこともあって、同研究所、ひいては我が国の法務・検察とは密接な関係にある。

そのような中、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ 2)の事務所を通じて、SPPのグエン・ホア・ビン長官が訪日を希望している旨の情報がもたらされた。ビン長官は、「外交関係樹立40周年の記念の年を迎え、従前の日本側の支援に深く感謝するとともに、今後の協力の在り方等について率直な意見交換がしたい。」旨の意向とのことであった。

平成25年は、日本とベトナムの二国間関係において、日本ベトナム外交関係樹立40周年及び日・ASEAN友好協力40周年という二重の意味での記念年に当たり、司法・法律分野においても交流を深め

る絶好の機会である。このような機会に、ベトナム 司法界の要人であるビン長官を招へいし、法務大臣 や検事総長を含む我が国の司法関係者との直接対話 を求めるとともに、日越司法制度の比較研究に従事 してもらうことは、両国の司法・法律分野における 一般的な友好関係の深化につながることはもとより、 今後のベトナムに対する法整備支援活動について、 主要カウンターパートの長との間で彼我の制度の異 同点を踏まえながら直接意見交換・協議を行うこと ができる等といった意味で、日本側にとっても極め て有意義であると認められたことから、本共同研究 を実施したものである。

なお、本共同研究は、法務総合研究所と JICA との共催にて実施したものであり、ビン長官のほか、 JICA 本邦研修員6名も参加した。

第2 日程及び概要等

1 日程

平成25年8月3日(土)から8月8日(木)まで (詳細は別添日程表参照)

2 参加者

グエン・ホア・ビン SPP 長官ほか6名 (詳細は別 添招へい者等名簿参照)

3 プログラムの概要

本共同研究は、大きく分けると法務省、検察庁及び裁判所並びに外務省及び JICA 関係のプログラムからなっていた。以下、そのうちのいくつかの様子

を簡単に紹介する。

(1) 法務省関係

法務省関係では、谷垣禎一法務大臣及び酒井邦 彦法務総合研究所長への表敬訪問、同研究所研修 第一部及び研究部訪問、今後の協力について意見 交換会等のプログラムを実施した。

法務大臣表敬時には、谷垣大臣が、国が健全な発展を遂げるためには、「法の支配」が社会に行き渡ることが重要であるが、日本とベトナム両国で「法の支配」の確立に責任を負う者同士が会って意見を交わすことは両国にとって意義深いことである旨述べたのに対し、ビン長官も、日本はベトナムにとって、経済面だけではなく、外交面・政治面でも信頼できるパートナーであり、今後、両国の司法関係が、より高いレベルに発展することを希望していると応じるなど、両国の友好協力関係を更に強化していく旨が確認された。

また,法務総合研究所研究部訪問時には,SPP が新たに「犯罪学研究センター(犯罪情報の収集・集積,調査・分析,情報発信等の機能を持つ機関となる予定)」の設立準備を進めていることを踏まえ,関隆男研究部長から同部の業務等について説明を行った上で,その機能や役割等について活発な質疑応答が行われた。

さらに、最終日に行われた今後の協力について の意見交換会でも、日越双方の出席者から忌憚の ない意見が飛び交い、今後の協力の進め方に関す る共通認識を構築することができた。

(2) 検察庁関係

検察庁関係では、小津博司検事総長表敬訪問、 検事総長を含む最高検察庁検事との意見交換会、 東京地方検察庁訪問(施設見学)等のプログラム を実施した。

検事総長表敬や意見交換会では、両国の検察トップ同士が顔を合わせるのは初めてということもあり、両国の司法制度や刑事司法の異同点、両国

における検察官の在り方や司法制度・検察制度改 革等の諸点について活発な意見交換が行われると ともに、今後も両国の検察同士の交流を深めるこ とで意見の一致を見た。

(3) 裁判所関係

裁判所関係では、小貫芳信最高裁判所判事表敬 訪問や、司法研修所訪問等のプログラムを実施し た。

小貫判事表敬時には、かつて小貫判事が法務総合研究所長としてベトナムの法制度整備支援に関わっていたことも踏まえ、ビン長官から、日本の支援活動により法令の整備が進み、ベトナムにおける捜査・公判等の質の向上を実現して国民からの信頼度を上げることができたなど感謝の言葉があり、また、小貫判事も、ベトナムのことはいつも気にかけており、ベトナムにおける司法制度改革が今後も首尾良く進むことを祈念している旨応じるなど、両者旧交を温め合うが如くの親密的雰囲気の中、会談が行われた。

司法研修所訪問では、我が国の司法修習制度全般についての説明を受けたほか、検察分野を例にとり、司法研修所と各地方検察庁とが連携して行っている研修メニューや修習生の指導体制等の説明を受けた上で、司法修習生に提供する研修メニューの中身等につき活発な質疑応答が行われた。

(4) 外務省及び JICA 関係

外務省関係では、鈴木俊一外務副大臣への表敬 訪問、JICA 関係では、堂道秀明副理事長への表敬 訪問が行われ、両国の「戦略的パートナーシップ」 を重層的に発展させていくべきこと、経済・社会 分野においてのみならず司法分野においても日越 両国の関係を更に強化していくべきことが確認さ れた。

第3 所感

ベトナムでは、2005年にベトナム共産党中央委員 会政治局が発表した第48号決議「法制度整備戦略」 (近代的な法治国家への転換と市場経済体制の確立 を目指した 2020 年までのベトナム法制度及び法運 用・法執行体制改善のための戦略) 及び第49号決議 「司法改革戦略」(2020 年までのベトナム司法制度 改革の戦略)に基づく司法制度改革を進めていると ころであるが、法務省においても、ベトナムにおけ る司法制度改革の努力を後押しすべく、引き続き前 記べトナム法・司法制度改革支援プロジェクトに全 面的に協力していく方針である。SPP は、公訴権の 行使や他の司法関係機関の活動の監督(民事事件・ 行政事件の分野も含む。)を行うほか、刑事関係法令 を所管するなど強大な権能を有する国家機関であっ て、プロジェクト成否の鍵を握る重要なカウンター パートである。

本共同研究は、SPP と日本側関係機関との間で司 法・法律分野における交流を深めることに加え、今 後のベトナムに対する法整備支援活動について、意 見交換・協議を行うために実施したものであるが、 各プログラムを通じて、ビン長官を始めとするべト ナム側参加者から, 自国の司法制度改革に向けて日 本が有する知見を積極的に学び取ろうという姿勢を ひしひしと感じ、同時に、彼らが各所で述べる言葉 から、これまで日本が行ってきた支援・協力に対し て高い評価と厚い信頼を得られていることを実感す ることができた。また、法整備支援活動においては、 支援を受ける側がいかに主体性(オーナーシップ) をもって活動を進めていくかがその成否を左右する といっても過言ではないが、ベトナムにおいては、 一定の目標に向かって、SPP を始めとするカウンタ ーパート機関が主体的に動いていることも確認する ことができた。このようにベトナム側が主体性をも って活動を進めている以上、ベトナムの司法制度改 革の未来は明るいと思われ、我々法務省としても、

全面的に協力を続ける旨改めて決意した次第である。

第4 おわりに

本共同研究は、日本とベトナムの二国間関係にとって重要な意義を有する記念の年に、ベトナムから最高人民検察院長官を初めて我が国に招へいして実施したもので、大きな意義のあるものであった。本共同研究の実施に当たっては、最高裁判所、外務省、駐日ベトナム大使館、JICA、最高検察庁、東京地方検察庁、そして長時間にわたり通訳の労を取っていただいた大貫錦・橋本孝両氏など多数の関係機関・個人に協力していただいた。改めて、関係各位に対し、御礼を申し上げたい。

以上

日越司法制度共同研究招へい者等名簿

Joint Study on the Legal Systems of Japan and Viet Nam

1		グエン・ホア・ビン						
	H.E. Dr.	Nguyen Hoa Binh						
	Prosecutor General of the Supreme People's Procuracy							
	最高人民検察院長官							
		グエン・ヴィエット・フン						
2	Mr.	Nguyen Viet Hung						
	Director of Department of General and Administrative Affairs, SPP							
	最高人民検察院事務局長							
		グエン・ミン・ドゥック						
3	Mr.	Nguyen Minh Duc						
	Director of P	ersonel Department, SPP						
	最高人民	検察院人事局長						
		レ・タイン・ズオン						
	Mr.	Le Thanh Duong						
4	Director of Department of Public Prosecution and Supervision over Appeal Proceedings in Hochiminh City, SPP							
	最高人民	検察院ホーチミン市控訴審担当(公訴権及び公判検察権行使監督)局長						
		レ・ティエン						
_	Mr.	Le Tien						
5	Director of De	partment of International Cooperation and Mutual Legal Assistance in Criminal Matters, SPP						
	最高人民	検察院国際協力·刑事司法共助局長						
		レ・チュン・ムゥ						
	Mr.	Le Trung Muu						
6	Chief Prosecut	or of People's Procuracy of Thai Binh province						
	タイビン省	人民検察院長官						
		チャン・アイン・トゥアン						
_	Mr.	Tran Anh Tuan						
7	Vice Director	of Department of General and Administrative Affairs, Secretary of the Prosecutor General of SPP						
	最高人民	検察院事務局副局長(長官秘書官)						
	1							

【担当/Officials in charge】

教官 / Professor 松本剛 (MATSUMOTO Takeshi), 教官 / Professor 須田大 (SUDA Hiroshi)

国際協力専門官 / Chief Administrative Staff 石原温美(ISHIHARA Harumi), Administrative Staff 中村秀逸(NAKAMURA Hideitsu)

2013年度 日越司法制度共同研究 日程表

日	曜	10	11	12	13	14			15	16	17		18	19	泊
8 / 3	土											HA 23:		NRT 06:55(JL752)	機内
8 /	目	HAN NRT 23:30 - 06:55(JL752)												東京	
8 /	月	9:50 10:30 事前 説明会	11:00 11:30 法総研 所長 表敬	【昼	】検事総長表 食・意見交換 收革の経験等 て 総	J I	14:1	【施詞東京	16:00 設見学】 地検訪問 ^{東京地検}			17:30 法務 大臣 表敬 大臣室			東京
8 /	火	【意見交換	10:00 11:30 【業務説明】研修一部 【意見交換】検察官の 研修制度について 赤れんが棟		12:00 13:30 法総研所長主催 昼食会			14:30 浦安総合センター施記 【業務説明]研究! 【意見交換】刑事政策研 いて 浦安総合							東京
8 / 7	水	10:00 11:30 司法研修所施設見学 【意見交換】法曹養成 について 司法研修所			12:50	12:50 14:30 昼食			15:00 16:00 最高裁判事表 敬及び施設見 学 最高裁		16:30 外務 副大臣 表敬	JICA 副理事 長表敬 JICA			東京
8 / 8	木		12: 意見交換】 協力について 赤れんが		30 昼食							1	NRT 17:58	5 - 21:40(JL751)	